

(仮称) アスベスト含有建築物等対策チームの概要 (案)

1 経過

- ・平成 28 年度の北部地域整備事務所の飛散事案以降、平成 29 年に堺市アスベスト対策推進本部を設置して庁内連携体制を構築し、本市のアスベスト対策を推進してきた。
- ・東雲公園予定地内建築物からのアスベスト検出事案が発生し、対策が困難な特定の事案に対する対策手法を検討する必要があることから、臨時の対策チームを設置するもの。

2 設置根拠

- ・当該チームは、本来堺市アスベスト対策推進本部規程の改正により位置づけることが望ましいが、今回のアスベスト検出事案に迅速に対応するため、当面の間、堺市アスベスト対策推進本部規程第 2 条第 5 項に基づき対応し、今後、所要の改正を行う。
- ・なお、同規程の改正に当たっては、同様のアスベスト検出事案が発生した場合、速やかに臨時の対策チームを設置できる内容とする。

3 目的

対策チームから施設管理部署への技術的なサポートを行い、市有建築物等においてアスベスト飛散を未然に防止して、対策を適切に行うこと。

4 構成

○本部員が必要と認める者

- ・施設所管部局 (チームリーダー)
- ・担当参事 (環境共生課参事、環境対策課長、建築安全課長、保健医療課長)

<今回設置の構成員 (案) >

公園監理課長、大浜公園事務所長、環境共生課参事、環境対策課長、建築安全課長、建築監理課長

5 イメージ (関係図)

